

いきいきふつつ障がい者プラン

第 7 期障害福祉計画（第 3 期障害児福祉計画）策定方針

令和 5 年 4 月 3 日決定

1. 策定の背景と趣旨

富津市における障がい者の状況を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項の規定により、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画（計画期間：令和 3 年度から令和 5 年度）及び、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（計画期間：令和 3 年度から令和 5 年度）である「いきいきふつつ障がい者プラン 第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）」を令和 2 年 3 月に策定した。

第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画が令和 5 年度末をもって終了することから、改めて本市における障がい者及び障がい児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、本市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間の計画期間とした第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画を策定する。

2. 計画の役割と位置付け

- (1) 障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める。
- (2) 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する事項を定める。
- (3) 国の基本指針や県の障害福祉計画及び障害児福祉計画を踏まえるとともに、「富津市みらい構想」をはじめ、各種関連計画と連携・整合を図る。

3. 策定期期

令和6年3月

4. 計画期間

令和6年度から令和8年度の3年間

5. 計画で定める事項

- (1) 障害者総合支援法第88条第2項各号及び第3項各号に定める事項
- (2) 児童福祉法第33条の20第2項各号及び第3項各号に定める事項

6. 計画の基本となる理念

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定する「市町村障害福祉計画」であるため、同法第1条の2の基本理念を踏まえるとともに、児童福祉法第33条の20に基づき、市町村障害福祉計画と一体のものとして「市町村障害児福祉計画」を定めることから、同法第1条の規定も踏まえて策定する。

また、今後示される国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に関する基本指針に定める基本的理念も踏まえて策定する。

更に、本市の関連計画との整合性を図るとともに、「富津市みらい構想」における障がい者及び障がい児の福祉に関連する基本的な施策の方向に基づき、計画の推進にあたる。

①障害者総合支援法第1条の2（基本理念）

○障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における

事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

②児童福祉法第1条（児童の権利）

○全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

③富津市みらい構想 障がい者及び障がい児の福祉に関する基本的な施策の方向

テーマ4 福祉の充実したまち

<基本方針>

- ・障がいのある方が、保健・医療・福祉などの総合的な連携のもとに、地域で自立した生活を送れるよう支援するための施策を一体的に推進します。
- ・障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加を支援する施策を一体的に推進します。
- ・地域が一体となり、多様な支え合いの理解や活動、行動を促すとともに、障がいのあるなし関係なく、誰もが安心して暮らせる環境を整えます。

7. 計画策定の基本的な視点

- ① 現計画に基づく取組内容を検証し、国・県の動向を踏まえて、富津市の現状に即した実効性のある施策の展開を図る。
- ② 法定の障がい者及び障がい児の福祉計画部分については、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての需給計画として、国の基本指針に即して策定する。
- ③ 施策の総合的な展開を示す部分については、障がい者及び障がい児を対象としたアンケート等による意見を踏まえながら、施策の構築を図る。

8. 計画の対象者

障害者基本法（第2条）、障害者総合支援法（第4条）、児童福祉法（第4条）及び発達障害者支援法（第2条）等の関連法に規定される障がい者すべてとする。

9. 計画の策定体制

（1）富津市障害者総合支援協議会への諮問

計画の策定にあたり、障がい者団体関係者や保健医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者などにより構成される「富津市障害者総合支援協議会」を複数回開催し、計画内容等についての審議を行い、委員からの意見を反映する。

（2）いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会（庁内）による検討

障害福祉施策に関わる施策は福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・労働など多岐の分野にわたるため、庁内組織として、関係各部署で構成する「いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会」を開催し、施策の調整・検討を行う。

（3）障がい者及び障がい児を対象とした実態調査の実施

障害福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、上記8を対象に「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施する。

（4）パブリックコメントの実施

計画への意見を広く一般から募るため、案がまとまった段階でパブリックコメントを実施する。

10. 計画策定スケジュール

令和5年6月～7月	アンケート調査票の検討
8月～9月	アンケート調査実施、結果の集計及び分析
10月～11月	アンケート結果報告書・計画素案作成
令和6年	
1月	パブリックコメント実施
2月	計画最終案作成
3月	計画策定・公表

※富津市の障害福祉計画（障害児福祉計画）では、「障害」という表記について、「害」という否定的なイメージを考慮し、原則として固有名詞や法令等を除いて「障がい」と表記する。